

## 熊本県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図るため、造血幹細胞移植により定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失した者へ再接種費用を助成する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、「対象者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 造血幹細胞移植により、移植前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (2) 再接種日において、本県に住所を有し、20歳未満である者
- (3) 令和4年4月1日以降の再接種であること

2 この要領において、「対象ワクチン」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 予防接種法第2条第2項で定められた疾病に係る予防接種であること
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定に基づいて行われるものであること

### (補助対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、市町村長が当該市町村に住所を有する対象者に対し、対象ワクチン接種費用を助成する事業（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、事業の実施に要した経費（以下「総事業費」という。）から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、要項第3条第1項の交付申請書を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式その1によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

所要額内訳 別記第1号様式その2

4 年度の中途において、補正予算の成立により事業を開始するときは、その予算成立日以降に申請できるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、要項第4条の規定により補助事業者に通知するものとする。

(事業変更の承認)

第7条 市町村長は、補助事業の内容を変更するときは、要項第5条第2項の変更申請書を知事に提出するものとする。

2 要項第5条第2項の事業計画書は、別記第1号様式その1に準じるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 市町村長は、事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第7号様式によるものとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を市町村に通知するものとする。

(補助金の経理)

第11条 市町村長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。